

ア ン ケ ー ト 結 果

平成22年5月12日～5月24日実施

総回答数 66名

総会員数 164名(回答率40.24%)

- 1、アンケート結果(回答数)
- 2、同(記述編)
- 3、アンケート用紙

長野県弁護士会

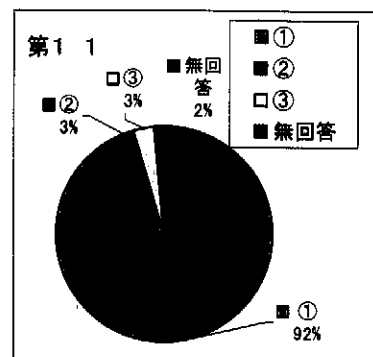
アンケート結果

(総回答数 66)

第1 法曹人口問題について

1 法曹人口問題について、弁護士会として、検討することは必要だと思いますか。

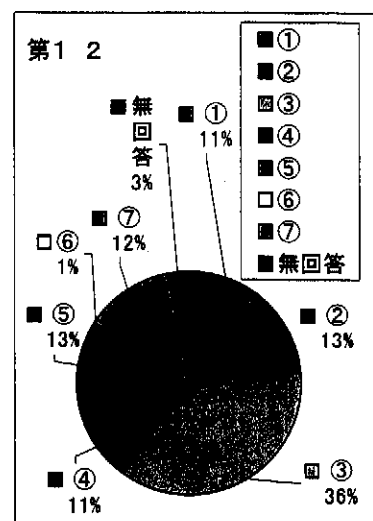
① 思う	61	92.42%
② 思わない	2	3.03%
③ その他	2	3.03%
無回答	1	1.52%



2 弁護士人口は何名程度が適正だと考えますか。

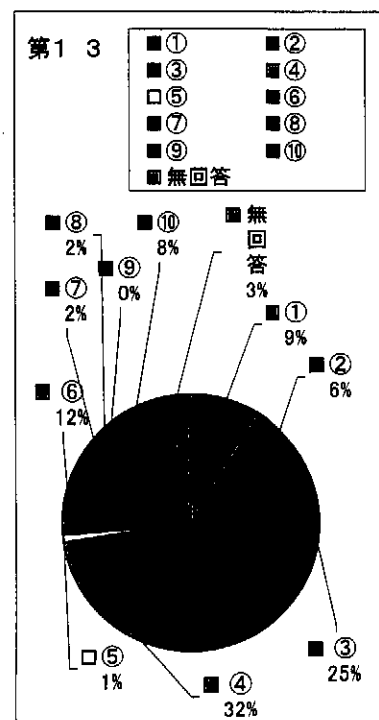
(複数回答については合計で1票として表示)

① 2万名程度	7	10.61%
② 2万5000名程度	8.5	12.88%
③ 3万名程度	24	36.36%
④ 4万名程度	7.5	11.36%
⑤ 5万名程度	8.5	12.88%
⑥ 10万名程度	0.5	0.76%
⑦ 上記以外	8	12.12%
無回答	2	3.03%



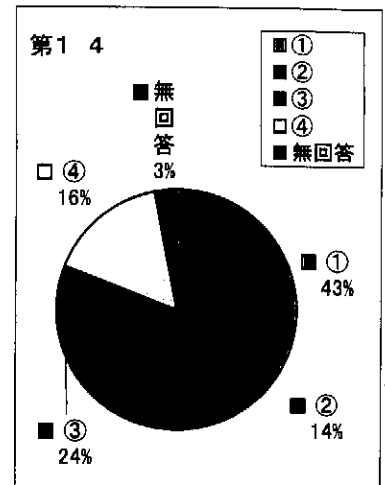
3 司法試験の年間合格者は何名程度が適正だと考えますか。(複数回答については合計で1票として表示)

① 500名程度	6	9.09%
② 700名程度	4	6.06%
③ 1000名程度	16.5	25.00%
④ 1500名程度	21.33	32.32%
⑤ 1800名程度	0.833	1.26%
⑥ 2000名程度	7.667	11.62%
⑦ 2100~2200名程度	1.333	2.02%
⑧ 2500名程度	1.333	2.02%
⑨ 3000名程度	0	0.00%
⑩ 上記以外	5	7.58%
無回答	2	3.03%



4 法曹人口問題について、弁護士会として、どのような活動・取り組みをすれば良いと考えますか。

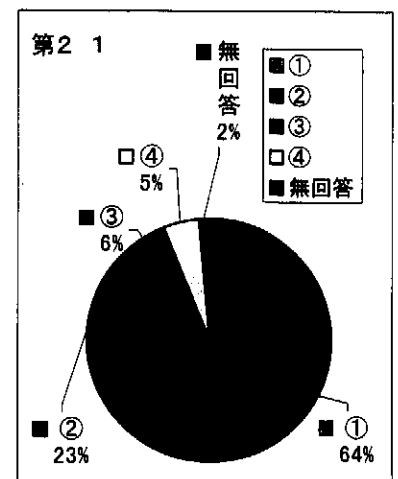
(複数回答)	① 十分な会内での議論	40	42.55%
	② 会長声明の発表	13	13.83%
	③ 総会決議	23	24.47%
	④ その他	15	15.96%
	無回答	3	3.19%



第2 業務対策について

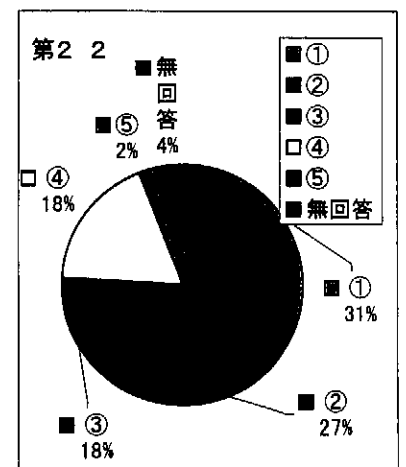
1 弁護士業務については、自由競争のもと、弁護士個人が努力すべき問題であり、弁護士会が組織的に取り組むべきではないという考え方もあります。そこで、弁護士業務の充実あるいは拡充について、弁護士会として組織的に取り組むべきかどうかをお聞きます。

① 積極的に取り組むべきである	43	65.15%
② どちらかというと、取り組むべきである	15	22.73%
③ 会員個人の努力(自由競争)に任せるべきである	4	6.06%
④ その他	3	4.55%
無回答	1	1.52%



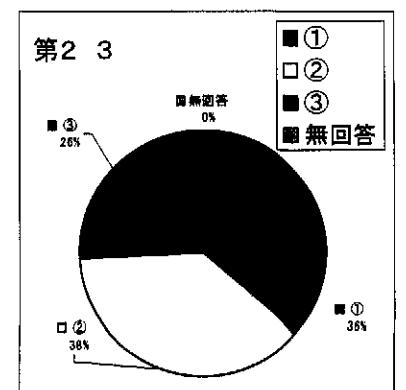
1で組織的に取り組むべきである(②も含め)と回答された方にお伺いします。弁護士会として組織的に取り組む場合、具体的にどのようなことを希望しますか。

(複数回答)	① 弁護士の仕事に関する広報の充実	48	30.57%
	② 弁護士会主催の法律相談の充実及びそれに関する広報活動	42	26.75%
	③ 司法書士会等との業務問題の対応	29	18.47%
	④ 新規取組分野に関する調査・研究	29	18.47%
	⑤ その他	3	1.91%
	無回答	6	3.82%



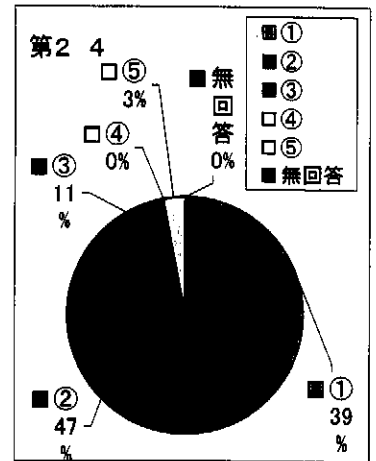
2の質問と重複する部分もありますが、弁護士会が顧客誘引効果を3を目的として、無料法律相談を実施することについて、どう考えますか。

① 賛成	24	36.36%
② 反対	25	37.88%
③ その他	17	25.76%
無回答	0	0.00%



4 弁護士会が広報を強化する必要があると考えますか。 (複数回答については合計で1票として表示)

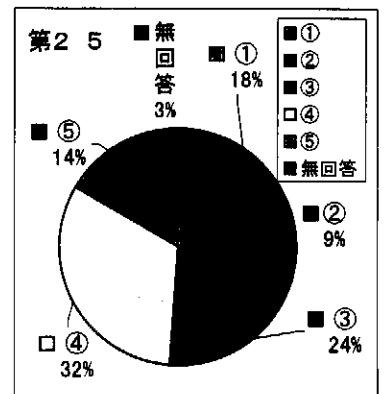
① 大いに必要	25.5	38.64%
② 必要	31.5	47.73%
③ 余り必要ではない	7	10.61%
④ 不必要	0	0.00%
⑤ その他	2	3.03%
無回答	0	0.00%



5 仮に、今後、弁護士会が広報をするとした場合、どのような方法が適切だと考えますか。

(複数回答)

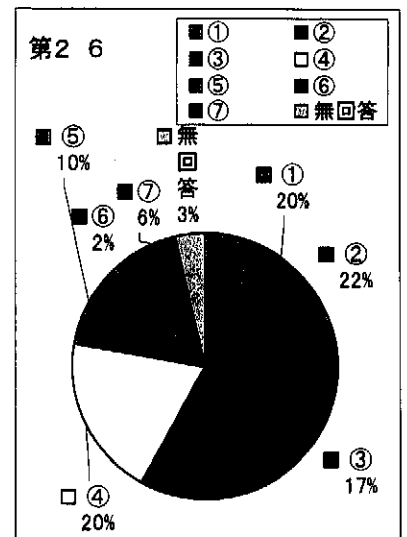
① テレビCM	23	18.40%
② ラジオCM	11	8.80%
③ チラシ・ポスター等の配布・掲示	30	24.00%
④ 新聞による広告	40	32.00%
⑤ その他	17	13.60%
無回答	4	3.20%



6 5と重複しますが、改めて、テレビ・ラジオ等のマスメディアを通じた広報についてお聞きします。

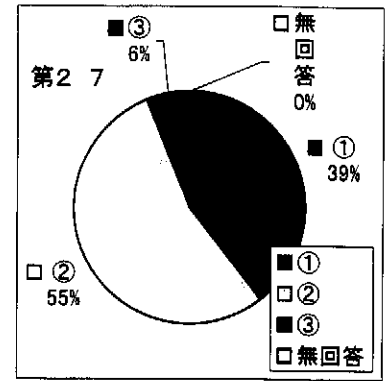
(複数回答)

① テレビ・ラジオを積極的に利用すべきである	17	19.77%
② テレビ・ラジオを利用することに積極的には賛成しないが、あえて反対はしない	18	20.93%
③ テレビ・ラジオの利用には反対する	15	17.44%
④ 新聞広告を積極的に利用すべき	17	19.77%
⑤ 新聞広告を利用することに積極的には賛成しないが、あえて反対はしない	9	10.47%
⑥ 新聞広告の利用には反対する	2	2.33%
⑦ その他	5	5.81%
無回答	3	3.49%



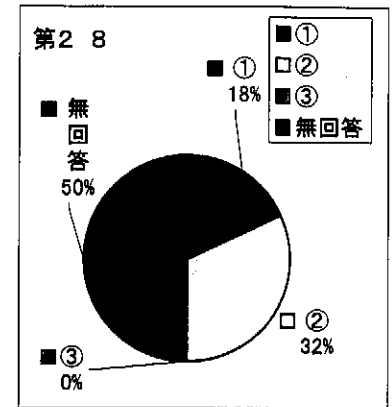
7 業務対策ないし広報の費用を従前より増額することにより、会員の負担が増えることについて、どう考えますか。

① 止むを得ない	26	39.39%
② 現状の財源の中で行うべき	36	54.55%
③ その他	4	6.06%
無回答	0	0.00%



8 7で①と回答した方にお聞きします。仮に、会員の負担が増えることが止むを得ないとして、どのような方法が適切だと考えますか。

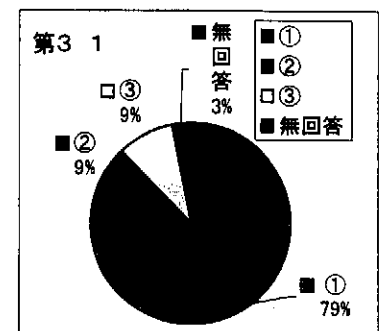
① 会費を値上げする	12	18.18%
② 法律相談センター等弁護士会を經由して受任した事件について、その着手金(報酬金)の一部を納入してもらう	21	31.82%
③ その他	0	0.00%
無回答	33	50.00%



第3 その他

1 執行部の負担軽減等のために、副会長を3名から4名に増員することについて、どう考えますか。

① 賛成	52	78.79%
② 反対	6	9.09%
③ その他	6	9.09%
無回答	2	3.03%



第1 法曹人口問題について

1 法曹人口問題について、弁護士会として、検討することは必要だと思いますか。

① 思う

61

- ・業界自体に魅力があることが大事
- ・議論すること自体により会員相互の意識が共通化する
- ・対外的な発表の方法についても検討しなければ世論の批判を受けるだけ
- ・今後の増員のあり方如何が全弁護士の業務及び収入に関わる
- ・信大ロースクールの存続に影響する
- ・弁護士会以外で人口問題を検討する機関はない 2
- ・弁護士自治、業務問題に直接関わるため 3
- ・優れた後進を育成することは、職業への社会的信頼を維持する上で不可欠
- ・弁護士の過剰は、あるべき弁護士の姿を歪める可能性が高い
- ・法曹人口が多くなり過ぎる 2
- ・地方会にとっても重要問題である 2
- ・生活問題に関わる切実な問題であるため(将来が不安) 3
- ・問題の難しさを全会員が理解した方がよい
- ・弁護士会の存在意義がなくなってしまう
- ・声を上げる必要性
- ・このままでは、市民、弁護士会含めて社会全体に重大な悪影響が生じるから。
- ・当面する課題のうち、最重要なもの。
- ・私たち自身の問題である。
- ・司法試験合格者数の飛躍的増加により弁護士のみが飛躍的に増加し、東京、大阪などの大都市においてもいわゆる採用先がなくなり、地方会も満杯の感じとなって来ている。このまま弁護士が増加していけば過当競争を招き、弁護士の社会的地位の低下をもたらすおそれがある。
- ・弁護士会の活動、弁護士自治を守る立場的必要性から。
- ・弁護士の仕事と市民のニーズに直結する問題だと思います。
- ・弁護士の既得権益の保護ではなく、市民の利益の観点から適切な人口について真剣に検討すべきだと思います。
- ・基本的に常に必要であるが、特に現在の状況からは必要。

・法曹人口とはいうが、大部分は弁護士であり、弁護士の集団である弁護士会は民間の1団体であるから、弁護士会があるべき司法制度に関連して意見を出さなければ、どこからも出ないのだから、検討すべきである。

・急激な増加で数々の問題が発生している。

・当然のことだと思います。後継者は自分たちで育成するというのがプロフェッションのひとつの要件だということです。

・改革する際に予測し、改革後に検証することは原理原則である。

② 思わない

2

・今までの司法制度改革全般の検証を行なわれぬまま法曹人口の検討だけでも説得力がないし、市民の誤解を招くだけである。そもそも法曹人口の決定権限が弁護士会になる…

③ その他

2

・法曹人口問題は一次的に日弁連で検討すべき、単位会は日弁連の検討結果に賛否を示すべき

・当会で検討するのであれば、抽象的な議論ではなく、具体的データに基づいて検討することが絶対必要、そのような人的・物的・経済的な余裕があるかどうか疑問。

2 弁護士人口は何名程度が適正だと考えますか。

① 2万名程度

7

・現在の人数を増やす理由や事情は全くない

・現在の会員数で既に過剰

2

・他の士業者との関連もあり、「何名程度が適正か否かは」科学的検証が不十分で、安直な結論を場当たり的に述べるべきものではない。しかし、現実問題として増員路線が実施中であることを勘案すると、とりあえず無定見な増員を抑制すべきものと考えた。

・需要増は考えられない。

② 2万5000名程度

8.5

・弁護士としての活動だけで生活が維持できるだけの収入は確保されるべき

・この程度で十分

・現在、やや過剰になりつつあるところからすれば、民事実体法、訴訟法が変わらない限り訴訟数、弁護士関与紛争数は増加しないのであるから、現在を若干下回る程度がよい。

③ 3万名程度

24

・あと少しで足りると思う。

・需要と供給のバランスをこの程度の人数で保つことで行き過ぎた訴訟社会を防止

・現状でほぼ足りる(限度)。

3

・大都市では過剰だが、地方では不足している地域もある

- ・需要はそれほど多くない
- ・回答の根拠はない
- ・扶助制度の予算が現状の10倍程度にならなければ数のみ増加させても弊害が大となると思われる。
- ・まだ司法アクセスの点では足りない。ただ、会務活動などプロボリ活動は参加しない(できない)貧困弁護士が増えるのはいけないと思う。
- ・日本は訴訟社会にはならないので、3万人程度が妥当。
- ・現在の人口+1万人くらいが飽和だと思う。
- ・東京などの都心は多すぎる気がしますが、長野あたりはこの程度でいいのかなという印象です。現在と同程度が適正だと思います。
- ・現時点では新規登録有の就職難等の問題が起こっているため過剰感があるが、3万名程度で固定すれば、過渡的問題は解消されると思う。また、この程度の弁護士数であれば、個々の弁護士の業務、社会貢献等についても適正ではないかと思う。

④ 4万名程度 7.5

- ・他士業との競争する必要からある程度の人数が必要
- ・公務員、会社員として法律専門家が必要
- ・大都市では過剰だが、地方では不足している地域もある
- ・現在の会員数で既に満杯感を覚えるが、簡裁所在地で弁護士が事務所を設けていない市町や弁護士のいない市などが未だ多数あり、これらの地域に弁護士は必要とされていることから、1万2000人程度の余剰人数はあるのではないか。

⑤ 5万名程度 8.5

- ・弁護士需要は多くある。経営的に対応できない事案については公的援助が必要
- ・過疎地域では不足している
- ・市民から見れば、弁護士は身近な存在ではない一方、隣接士業は相当数存在し、職域の棲み分けがうまくできれば弁護士自体はそれほど必要ではない
- ・地方にくまなく弁護士がいないと司法書士の職務領域拡大の理由とされる。
- ・先進国で最も少ないフランスを基準にした。

⑥ 10万名程度 0.5

⑦ 上記以外 8

現状程度

市民が不足を感じない程度

(無回答) 2

・十分検討できていない

・現段階で適正人口は回答不能 2

・現状で弁護士が少ない地域もあるし、多い地域もあると思われる。今後、弁護士の仕事の質を考えると、将来的には3~4万程度が妥当ではないか(あくまで推測)

3 司法試験の年間合格者は何名程度が適正だと考えますか。

① 500名程度 6

- ・合格者を増やせば現状では弁護士の登録者だけが増えるだけ
- ・このような膨大な弁護士人口問題を解決するには、思いきって減らす必要があるから。

② 700名程度 4

- ・経過的に増え過ぎた人口抑制のため700名とし、様子を見て最終的に1000名
- ・適正規模を超えている
- ・弁護士人数を現状維持とする。

③ 1000名程度 16.5

- ・適正人数になるくらいの合格者数がよくわからないが、昔だと1000番以降は実力が下がるという印象があった
- ・1000名で十分、それでも増え続ける
- ・1500名の頃からノキ弁、携帯弁が発生していると言われていたこと、現実には修習生を十分教育できる限界は1000人程度と思われること。
- ・せいぜいそんなところでは…

④ 1500名程度 21.333333

- ・中庸
- ・ロースクール、新司法試験、修習の定着状況をみながら減員を検討
- ・質の維持
- ・現在の弁護士需要を上回る合格者になっている
- ・弁護士需要がそれほど伸びていないため。既に修習生が就職難に陥っていること考えると1500名が限界と考えます。
- ・1500名でも多いと思うが、すでに法科大学院もできていることを考えるとこの程度が妥当と思う。
- ・新司法試験実施された当時の水準に戻すため。そして、裁判官と検事の数を飛躍的に増員すべき。
- ・これまでの経過から現実性のある数字として。

⑤ 1800名程度 0.8333333

- ・就職できる人数がその程度だから。既独弁護士は国民にとって迷惑だから。

⑥ 2000名程度 7.6666667

- ・現状が目一杯
- ・現状維持でよい
- ・2000人くらいで4万人に自然となる。

- ・急激に減らすことは、多様有望な人材を司法の世界に入れることを妨げることになる。
- ・裁判官、検察官を増員することが重要である。弁護士の増加は1500名程度になる。

⑦ 2100～2200名程度 1.3333333

⑧ 2500名程度 1.3333333

・法科大学院削減、公益的弁護士活動への公的援助の拡充による経営基盤の確保がなされれば、弁護士需要はあり、その上で合格率を上昇させれば2500名程度合格させても優秀層をとりこめる

⑨ 3000名程度 0

⑩ 上記以外 5

・司法試験合格者のうち200名程度が判検事採用者と思われ、その余が弁護士という実情であり、今後も判検事採用人数は大幅には増加しないと思われるので、弁護士の新規登録数は毎年1000人程度が適正と思われます。この程度であれば司法修習も2年可。OJTも充実。

・私の期が1200名の時代でした。それまでは長野の登録は2～3人でしたが、1500人時代になってから、急激に増加しており、長野市は飽和の時代が近づいていると思います。

・400～500名合格期先生からみて「〇〇名以上の合格者が出たあたりからどうもおかしい」というあたりが適正人数にリンクすると思うが私は1000名合格期の経験の浅い弁護士であり、かかる判断材料を持ちあわせていない。

・弁護士数3万名程度で固定するだけの合格者ということになる。

2000～3000名

(無回答) 2

前提となる制度次第

司法修習生に対し兼業を禁止し続けるのであれば、給与制に戻すべきであり、そのための適正定員とすべき、具体的な人数については制度維持可能な人数が判断できないため回答不能

4 法曹人口問題について、弁護士会として、どのような活動・取り組みをすれば良いと考えますか。(複数回答)

① 十分な会内での議論 40

・日弁連の3000名規模が誤りだとすれば、これを撤回するにしてもまず会内の議論を尽くすべき

・②、③の方法を採るにしてもまずは会内の議論を尽くすべき

・弁護士全体にとって真剣に議論すべき問題である 2

・いろいろな考えが会内にもあり、統一見解を出すのは困難 2

・②、③では弁護士会だけの理由(窮乏化、質の低下)では説得力がなく、市民に反発される

・世論へのアピール

・会内での意見統一がある程度できれば、総会決議とすることが望ましいと考えます。

・②③のように統一見解までは現状では必要ないと思う。

- ・総会決議までしてネガティブな意見を発することは、業界エゴとらえられかねない。
- ・とりあえず①をすべき、その上で世論へのアピールも必要。
- ・まずは①から②③はそのあとのことだと思います。②③ももちろん必要だと思いますが。

② 会長声明の発表 13

- ・弁護士全体にとって真剣に議論すべき問題である 2

③ 総会決議 23

- ・弁護士全体にとって真剣に議論すべき問題である 2

・いろいろな考えが会内にもある

・会内合意の形成、世論喚起などのために、可能な活動や取り組みは、実施すべし。

・会としての総意を社会に現す必要がある。

・会内で十分議論した上、総会決議により会外へアピールするのが最も有効と思われる。シンポは人が集まらないであろう。

・弁護士会として、しっかりした統計に基づいて十分な議論をすべきだと思います。これまでは総会という、その後のスケジュールもあって、バタバタして十分な議論ができませんでした。研修などは置いておいて、とにかく十分な議論ができるような時間を確保すべきだと思います。

・会員間でじっくりと議論し、何らかの形に残しておくべき問題だと思います。

④ その他 15

・まず、実証的なデータを集めるべき。弁護士だけでなく、一般市民や企業のニーズや声をつかむことから始めるべき。

・①～③以外がよいと思うが、具体案はない

・日弁連の検討結果を待つ

・ロビー活動(国の政策に関与していかないと問題は解決しない)

・単位会では限界がある、日弁連がやるべきこと

・世論へのアピール

・法的サービスに対する需要の検証、業界エゴといわれなため根拠を示す必要あり

・まず、実証的なデータを集めるべき。弁護士だけでなく、一般市民や企業のニーズや声をつかむことから始めるべき。

・政治問題ゆえ政党への働きかけなどロビー活動を行うべき。

・マスメディアの理解を得る方法を考える。

・即時に行動すべき。問題がどれほど深刻かを調査すべき。

・国民にその人口を維持する必要性を訴える活動。法曹人口特に弁護士人口については、国民には、人数制限せずに大幅に増加させ、競争原理にまかせるのが良いという考えが強いと思う。何故一定数に制限するのかの国民的理解を確立する必要がある。

すべて

・事件を多く集め、企業顧問が多い会員の中には、真摯に、かつ優れた技能を備えた弁護士であれば、弁護士需要がまだあることを主張する者もあるので、弁護士業務の実態を調査し、これに基づいて十分な議論をしたうえ、市民の理解を得る必要がある。

・適正人口について検証、提言するために専門機関を設定するとともに、もっと会外と意見交換をすべき。

5 その他

法曹人口問題を検討する際、特に考慮する必要がある点は、何だと考えますか？

・感情論や感覚ではなく、実証に裏付けられた数字を導き出すこと。

(なんとなく増えすぎて大変というのは誰もが実感していると思うが、一般市民が企業がどう考えているのか、また、本当に市民ニーズにこたえているかと問われれば全く自信がない。)

・一番大切なことは、「弁護士自治を守る」という観点だと思います。

・会内的に市民から嫌われ者にならないこと、市民に人口問題について丁寧に発進し続けること

・リーガルサービスの需要

3

・平均的な弁護士像

・自由競争論や市場開放論の問題点

・弁護士業務の内容

・弁護士業務以外の業務への就労可能性

・弁護士の偏在が解消できないままに増員に反対しても説得力がない

・ロースクールを設置した趣旨を信用したロースクール生に対するフォローも必要

・日弁連レベルでの迅速な意思決定とその意思決定を積極的に反映させる努力(会長声明だけでは意味ない)

・弁護士の利益を優先した検討にならないように注意すべき

・日本社会における訴訟、法曹のあるべき姿

・国民のニーズを調査し、深める施策(利用者アンケート、公聴など)

・官庁、企業での弁護士資格者の採用

・市民のための司法の充実の視点

・人数が増えると質が低下するという議論は安直すぎるので控えるべき

・弁護士個々人の生計維持と依頼者へのアクセスの便とを天秤にかけて前者を優先することは控えるべき。(自由競争化での淘汰は止むを得ない)

・弁護士の希少価値の維持を目的とすると捉えられないよう現状や近い将来に生ずる問題点をしっかりと伝えるべき。

・弁護士も生きていく必要がある

・ニーズ調査は新潟弁護士会が一昨年300万円を投じて調査した(報告書あり)。その結果300名程度が相当との結論を出したが、説得力なし。ニーズ調査は費用がかかる割に効果がない。

・裁判所、検察庁が採用を増やさないのはなぜか、増やす方法は？

・弁護士だけが数が増えるのは、司法制度改革審議会の当時の判断が間違っていたのではないか？特に学者の考えが現実と乖離していると思う(特に最近出た意見書)。日弁連の会長は、弁護士の市民サービスの充実の努力をした上で、人口問題を取り上げようとしているように思われるが、今からどんどん取り上げて、特に学者やマスコミと議論してほしい。

・弁護士の市民ニーズに応える取り組みをどんどんやり、足りている実感をもってもらうしかないと思う。

・過疎地を含め、いかに市民からのアクセスを良くしていくか。(結果的に、アクセスがよくなれば不足感はなくなると思う)

・政治問題であることを考えてはならない。

・弁護士の経営、所得。濫訴の危険。非弁提携。(このままでは弁護士業界はもたない。悪いことばかり起こっていく。例えば非弁提携など)

・これで、日弁連が増員路線を推進してきたかの如く誤り伝えられているが、それは、一部のグループのなせる所業であって、必ずしも日弁連内の多数意見ではなかったことを積極的に明らかにしていくべきものである。会内民主主義の不徹底さの恥部を隠すべきでない。

・市民が弁護士のサービスをより利用しやすくするためにはどうしたら良いかという点が重要と思う。

・英・仏・独との比較検討。米のみの考え方や数なるものそのまま導入したきらいがあると思えます。

・市民の法的ニーズ。地域間の弁護士偏在。

・就職難に陥るほどの過剰性が生じている。

・これから会務、業務を担う若手弁護士の意見を十分聞く必要がある。そのためには期毎懇談会の開催なども考えるべき。若手の意見も一様ではない。

・弁護士の視点のみでなく、市民の視点から法曹人口特に弁護士人口を論ずる必要がある。弁護士人口抑制ありきではなく、客観的資料を十分に集めて適正な弁護士人口論を展開すべき。

・弁護士像。弁護士自治と法曹人口との関連。

・呪文のような「複雑・多様化する社会において法曹需要が質・量ともに増大する。」、潜在的弁護士需要が多数ある、弁護士数は足りないというのは本当か、弁護士過疎の実体と過疎を解消する手段、過疎解消のために何人の弁護士が必要なのか、について、客観的データに基づく分析結果を一般事業者、市民に分かりやすく提供する。

・大学院制度の廃止。(人材が逃げている。)

・国民の権利利益をまっとうするのに十分な数か否か。

・ポイントをどこにおくかが一番のむずかしさ。

・他士業も含めて加算した上でのアメリカなどとの人数の比較、官(裁判官、検察官)との数のバランス。都会などで余っている弁護士の数とか実態とか。

・数字が一人歩きしないように、実証的な検討をすること。裁判官、検察官の増員、法曹一元を常に

第2 業務対策について

1 弁護士業務については、自由競争のもと、弁護士個人が努力すべき問題であり、弁護士会が組織的に取り組むべきではないという考え方もあります。そこで、弁護士業務の充実あるいは拡充について、弁護士会として組織的に取り組むべきかどうかをお聞きします。

- ① 積極的に取り組むべきである 43
- ・弁護士会によっても重要な問題である。 2
 - ・インフラ整備等個人の努力には限界がある。 4
 - ・宣伝のうまい者だけが成功する結果となる。
 - ・組織的にしないとサービスは良くなる。大規模事務所が少ない以上弁護士会が一定の役割を果たさざるを得ない。
 - ・弁護士の業務は自由競争原理が有効に働く場所ではない。 2
 - ・弁護士会が組織的に動かなければ構造的問題は解決しない。
 - ・他士業との関係という点では、組織としての取り組みが必要。 3
 - ・食える弁護士をできる限り増やすことは弁護士自治に役立つ。
 - ・市民から見て弁護士はまだ遠い存在であり、利用しにくい存在。弁護士の活動範囲を広げる必要がある。
 - ・個人の努力はもちろんですが、会として組織的に動かないとできないこともあると思う。
 - ・PRをしてほしい。
 - ・色々な問題が生じてきている。行政書士、司法書士、非弁提携(いくらでもかけるが時間がない)
 - ・自由競争による予定調和は幻想だと思います。特に地方単位会では、それ自体一つのローファームと考え、都市部のローファームと同様、研修、広報などの充実が必要。
 - ・個人では限界もある。
 - ・他士業の弁護士業務への事実上の浸透はかなり深刻なものがあり、悠然としてはいられない事態となっていること認識し、弁護士の職域をきちんと守ることがひいては市民の権利を守ることになるとの考えを徹底する必要がある故。
 - ・業務対策に組織として取り組むことができるというところが、まさに強制加入団体である弁護士会のレゾナントルだと思っています。個人が努力するのは当然ですが、その前提として、弁護士会が組織的に取り組むべきだと思います。
 - ・個人努力に任せるとすれば、広告解禁後の現状のようなあるいは、更に進行した状況になる。この事態が、国民にとって良い状況とは思えない。これを防ぎ、国民からのアクセスも計るとすれば会で行うべき。
 - ・弁護を単なる法的サービスの提供業者と見るか、紛争解決・法的助言等の活動を通じて人権擁護・社会正義実現の役割を担う法律家と見るかによる。後者と解すれば、個々の弁護士が、その役割を十分発揮することが直ちに弁護士の経済的利益増進に直結しないので、個々の弁護士が適切な活動を行えるよう、弁護士会が組織として業務対策に組み込まなければならない。
 - ・弁護士の社会的役割を理解してもらうのにふさわしいのは弁護士個人でなく弁護士会である。弁護士個人がこれを言っても単なる宣伝にしかみえない。
 - ・人権の擁護や社会的正義は、弁護士個人の努力では実現しない。

② どちらかという、取り組むべきである 15

- ・弁護士会が何の関与もしないのは妥当ではない。
- ・会員個人の努力と会としての努力を考えると②が妥当。
- ・基本的に個人の営業、経営努力の問題だが会としても勤務弁護士の支援等をすべき。
- ・他業者の動きとも関連して
- ・積極的な取り組みが個々の会員への「強制」に転化しやすい傾向がちょっと感じられますので、どちらかというという程度でちょうどバランスがいいかなと…

③ 会員個人の努力(自由競争)に任せるべきである 4

- ・広告が解禁されている。弁護士会が個人の営業を妨害するような形になる。共存共業(個人と弁護士会とは)の関係が望ましい。
- ・原則として会員個人の努力に任せるべきであるが、新人会員のためには一定の取り組みが必要。
- ・ビジネスチャンスの拡大のような取り組みには躊躇を感じる。

④ その他 3

- ・組織的努力と個人的努力は両立するので、どちらも行うべき。特に弁護士個々人の生計維持という問題は弁護士業界全体の業績の向上を目指すことである程度ケアできるので、組織的努力も重要。
- ・これまでの取り組み程度でよいのではないか。もちろん法曹人口の異常な増加を抑制した前提のもとでの回答である。

2 1で組織的に取り組むべきである(②も含め)と回答された方にお伺いします。弁護士会として組織的に取り組む場合、具体的にどのようなことを希望しますか。(複数回答)

① 弁護士の仕事に関する広報の充実 48

- ・正しい広報活動は常に必要である。
- ・中小企業や相続問題に関しては、弁護士より税理士や司法書士の方が日常的にかかわっていると思われるが、弁護士が最初から相談を受け関わる必要がある。
- ・弁護士とその仕事について周知することで全体の仕事量が増える。
- ・敷居が高いと思いついていないから。
- ・広報の充実が必要
- ・法律問題は弁護士に相談というイメージ作りが重要
- ・弁護士に相談する内容について、広報活動が大事と思う。
- ・弁護士が解決・関与すべき紛争や事案は、本来、当該分野で事業・生活等をして問題を抱える者が最も知っているが、その者が、弁護士の仕事は何かを知らず、自己の問題が弁護士に依頼する事案であるかを理解しないため、弁護士利用に至らないことが多いと考えられるので、弁護士業務の広報が必要。

② 弁護士会主催の法律相談の充実及びそれに関する広報活動 42

- ・正しい広報活動は常に必要である。
- ・業際問題は重要な懸念事項ではあるが、まずは弁護士業界自体の業績の向上に向けた積極的対策をすべき。
- ・依頼者目線に立った広報活動を行ったり、個々の弁護士に対する敷居が高いというイメージを軽減できるような努力を会員への呼びかけによって促すべき。
- ・弁護士とその仕事について周知することで全体の仕事量が増える。
- ・まだまだ広報が不足していると思われる。

③ 司法書士会等との業務問題の対応

29

・一種の消費者被害をもたらすとの意識をもって厳しい態度で臨むべき。個々人の会員レベルでは仕事を融通し合うことから遠慮が生じるのではないか。日々の業務を通じ、問題となってしまう事例を蓄積していくべき。

・①～③はいずれも相互に関連があると思う。

・弁護士とその仕事について周知することで全体の仕事量が増える。

・司法書士が業務を拡大しているから。

・①②は従前から力を入れてやって来ており、③が不足しているのではないか。司法書士、行政書士、社労士との協議が必要。

④ 新規取組分野に関する調査・研究

29

・中小企業や相続問題に関しては、弁護士より税理士や司法書士の方が日常的にかかわっていると思われるが、弁護士が最初から相談を受け関わる必要がある。

・これをやれば良いというものではなく、機会を創り発信し続けることが重要。

・新しいニーズの調査・研究が重要

・司法書士とのちがいを明確にして欲しい。

・取り得るものはやるべきであるから。

・②は不要です。いりません。③は当然のことです。④は前向きな姿勢が感じられます。守りばかりでなく攻めの姿勢が必要だと思いますし、④を個人で取り組むのはこれもまたちょっと大変なので。

⑤ その他

3

・自治体主催の法律相談を急増させる

2

・政治への進出。弁護士へ課税強化に対する反対。激増の中で大変なことになっている。税務署から、狙われている。他分野への進出。

すべて

・広報を充実させて欲しいです。ゆるキャラを作って、市民に親しまれる組織にして欲しいです。業務問題を取り扱う際は、市民からは「既得権益の保護」と見られないような説得力のある議論が必要だと思います。そうしないと、市民からは冷たい視線を浴びると思います。

3 2の質問と重複する部分もありますが、弁護士会が顧客誘引効果を目的として、無料法律相談を実施することについて、どう考えますか。

① 賛成

24

- ・個人事務所との違い。特色は、もはや「無料」以外に見出せないのではないか。
- ・弁護士が関与することにより、より良い公平な紛争の解決が期待できる。
- ・法律問題を抱えている人は、弁護士、司法書士、行政書士などの士業に相談すべきか判断できない場合が多いにもかかわらず、初回の相談で有料とするとそれだけで身構えて相談を回避する人が増えると思われる。
- ・様々な商品(相談など)があってもよいが、何でもかんでもというわけではない。
- ・他士業との競合があるので、現時点ではやらざるを得ない。
- ・個人事務所との違い。特色は、もはや「無料」以外に見出せないのではないか。
- ・但し、担当弁護士を一定経験のある者に限るべき。
- ・法律相談は、「お試し商品」であるから。
- ・会として法律相談をするほうが依頼者としては来やすい。

② 反対

25

- ・効果があるとは思えない。 2
- ・何でも無料という発想は考え直すべき、会員の負担増も考える必要がある。
- ・真剣に問題を解決したいと思っている方にとって、法律事務所へのアクセスは特に困難ではない。
- ・無料相談はイベントだけで十分 2
- ・法律相談は、弁護士の根幹業務のひとつであることから、安易に無料とすることはしない方が良いと考えます。
- ・現状の無料法律相談活動を超える分は、不必要。
- ・法律相談を無料が原則であるかのような印象を与えるべきではない。個別に無料でやることは可能である。
- ・法の日その他特別の場合に無料法律相談を実施することはよいが、法律相談は無料という意識を市民に及ぼすことは結局顧客誘引のために効果ありということにはならないと思われる。
- ・弁護士のやるべきことではない。無料法律相談は、無料で行う目的があり、その目的に添ってのみ行うべきである。
- ・無料法律相談を弁護士会として行うと個々の弁護士の営業努力に反するのではないか。
- ・相談料をディスカウントして勝負すべきではないと思います。プロとして、1時間1万円で相談を聞く、相談料を頂くからにはしっかり法的なアドバイスを与えて、満足のいくようにするということをアピールすべきだと思います。無料化で競争すると、じり貧になると思います。
- ・弁護士たるもの、一定程度敷居を高くするのは、当然のこと。扱っている事案を考えれば、何でもどんどん安くしてお客さんを増やそうというのは愚の骨頂。特別な要請もなく、無料相談をするべきではないと思います。
- ・相談の無料化が一般化する。効果が見込めない。
- ・いきりません。動員される方も大変です。やりたくありません。

・法律相談自体が弁護士の商品であり、商品を際限よくタダで配ることはありえない。市民に相談はタダとの誤解を生む。

③ その他

17

・分野によっては良い。

・有料法律相談と変わらない質の相談を行うのであれば、相談者のためになるので良いと思う。

・弁護士会が積極的に無料法律相談を行うことには賛成であるが、顧客誘因効果は結果として生じるものであり、それを目的とすべきでない。

・無料法律相談の対象者による。

2

・安易に拡大すると弁護士の相談業務に対する価値評価を低下させることになる。

2

・目的との関係で微妙、ボランティア的な活動と割り切った方がわかりやすい。

・心情反対、法律情報こそ弁護士が提供するサービスの本質ゆえこれを無料とするのは絶対おかしいが、他士業との競争に勝つためには止むを得ない場合がある。

・無料相談をすることも電話相談に限るとか内容や対象を限定する方が良い。

・一定の範囲ならば許容。多重債務等。

・顧客誘引効果を目的として考えるべきではなく、費用が払えないために権利が守れない、あるいは知らないために権利が守れないことを防ぐという意味があるのではないか。

・効果が拳がったか否か検討して行うべき。

・十分な広報があれば、弁護士が必要な者は弁護士へ直接依頼すると考えられるので、無料法律相談が顧客誘因方法として最適ではない。しかし、特定の弁護士(事務所)へ相談をすることを憚る者が利用する傾向は、これまでも見られるので、そのような者が利用するという限度で実施すべきである。

・基本は有料だがケースによる(例えば貧困問題は有料になじまない)法律扶助を拡充すべきである。

4 弁護士会が広報を強化する必要があると考えますか。

① 大いに必要

25.5

・弁護士の存在理由、機能等は、まだ十分理解されていないから。

・弁護士が関与することにより、より良い公平な紛争の解決が期待できる。

・他士業に比して全く不十分である。

2

・とにかく市民の間で、何かトラブルをかかえたら弁護士に相談すればよいのだというイメージ作りが必要

・市民から見て、弁護士はまだ遠い存在であり、気軽にアクセスできるよう広報が必要

・市民はみんな弁護士を知らない。

・相続すら、行政書士がやるようになってしまっている。恐ろしいことである。

・現在の広報は、あまりにも記者会見に頼りすぎて、他力本願です。これでは相談する際に弁護士会に電話を掛けてみようという発想すら生じません。弁護士会の公益的な立場からしても、広報(公報)に力を入れるべきだと思います。

・何を広報するかの問題はあるが、業務拡大弁護士の経済的側面の確立、国民のアクセスの容易化等を計る方向での広報は必要。

弁護士の業務内容(料金が適切であることも含む)や所在の市民への周知がないまま弁護士人口の増加が先行しており、弁護士過剰による悪弊害が顕在化してこれまで先人の努力により獲得してきた一定の弁護士に対する信頼が失われてからでは遅いので、今、広報に取り組む必要がある。

・弁護士がどういう存在で、どのような相談を受けているのか、地元にはどんな弁護士がいるのか等我々の存在が正確に認識されるような活動が不可欠のように思います。

・個人にまかせると営利に片寄る。

② 必要 31.5

・広報の費用対効果も重要。

・東京の弁護士に流れるのを防ぐ必要がある。

・大事なことと考える。

・効果的なPRの方策を考えて広報すべき。

・まあそこそこのPRは必要だと思います。

③ 余り必要ではない 7

・個人の営業を妨害しない程度に。

・アクセスしたいと思う人が容易にアクセスできる程度でよい。

・広報の内容による

④ 不必要 0

⑤ その他 2

・必要ですが、費用対効果を十分検討すべきと考えます。

・必要だと思うが、現在の弁護士の良いイメージを崩さない程度に

・現状の広報活動以上は不必要。必要があるのは個々の弁護士の存在と役割の周知徹底で、各自が自弁で取り組むべきもの。

①or②

・どの程度強化すべきかは広報の具体的内容によるが、少なくとも現時点では、弁護士会主催の法律相談の存在についてアピール不足

・程度は分からないが必要

5 仮に、今後、弁護士会が広報をするとした場合、どのような方法が適切だと考えますか。(複数回答)

① テレビCM 23

・単一の手段によるのではなく、複数手段の組み合わせにより効果的な広報を行うべき。

・費用は多額となるが効果は大と思われる。

② ラジオCM 11

・単一の手段によるのではなく、複数手段の組み合わせにより効果的な広報を行うべき。

③ チラシ・ポスター等の配布・掲示

30

・自治体、社協、裁判所等相談者が訪れる場所にチラシ等を配布・掲示することが効果的。

・費用対効果が悪いようなテレビCM等を行わない方がよい

・費用対効果

・単一の手段によるのではなく、複数手段の組み合わせにより効果的な広報を行うべき。

・①、②は財政面で厳しいと思われ、単純に「やり過ぎ」の感がある。

・実際に問題をかかえている人は、ある程度自分から情報を探すはずなので、探した人がすぐに目につく程度でよい。

・費用対効果があるのでまず低コストのものから効果を見て広げるべき。

④ 新聞による広告

40

・最も厳粛なイメージがあり、市民の信頼を得られる。

・単一の手段によるのではなく、複数手段の組み合わせにより効果的な広報を行うべき。

・①、②は財政面で厳しいと思われ、単純に「やり過ぎ」の感がある。

・実際に問題をかかえている人は、ある程度自分から情報を探すはずなので、探した人がすぐに目につく程度でよい。

・テレビやラジオはレベルが低い。

・テレビはお金かかりすぎる。

・①は費用対効果が望めない。⑤—インターネット、電話帳。

・依頼人を安心させる広報を考えると③④が妥当。

・弁護士目的、活動を知らせる。

・経費面での考慮と方法の適正性。

・テレビ等は、反復すれば、多くの市民が見聞きするのに適している。新聞は過去の例からみて、費用対効果、反復性の点で問題がある。

・品位を欠くような広告は望ましくありませんが、紙媒体で弁護士会の存在を周知するというのは控え目かつ誠実な感じがするので好ましいと思います。

・①②は東京の一部法律事務所みたいで下品に流れそうでいやです。③も効果はどうなのかと。やっぱり固いところで④ではないかと。

⑤ その他

17

・インターネット(ホームページの充実)。

テレビ・ラジオ・新聞は費用対効果の点でも劣る。ネットを使えない人にとっては、チラシ等紙媒体が依然主流。

6

・まずは自治体の公報や回覧板などの活用を十分に検討して下さい。TVはその後でもよいと思います。

・講演、研修会への参加

・電話帳

・予算に応じて

・費用など分からないので、何とも言えないが、可能ならできるとはやった方がよい

・今は、マスコミの力が大きい。

①乃至④の方法は、いずれも多額の費用支出を伴うもので、弁護士会費をその分増額してまでもやる事柄ではない。

・広報目的との関連で費用対効果の問題であり、一般的に適切な方法が回答することはできないと思う。

・品位を失うことなく、分かりやすいものであればどれでもよい。

・インターネット上に個々の会員にたどり着けるようなホームページ等の手段を構築する。

①～③はかつてサラ金がやっていたのと同じ。大阪で地下鉄に乗るとわかるが、①～③を大々的にやるのは下品以外の何物でもない。

すべて

・広報するのであればあらゆる媒体を検討すべき。

2

・テレビCMはお金が貯まってから良いものを作っても間に合う。

・いろいろなメディアを縦横無尽に使うという姿勢が必要だと思います。要は中身だと思います。

・多くの方法を組み合わせて適度に効果的にやる。

6 5と重複しますが、改めて、テレビ・ラジオ等のマスメディアを通じた広報についてお聞きします。(複数回答)

① テレビ・ラジオを積極的に利用すべきである

17

・弁護士個人の業務広告は、正常に行われているとは思えないから。

・単一の手段によるのではなく、複数手段の組み合わせにより効果的な広報を行うべき。

・但し、費用がかかるので、費用対効果を慎重に検討して下さい。

・もはや、テレビを利用することはやむを得ない。但し、品位を汚さないように。日弁連こそやるべき。税理士会はやっている。

・弁護士個人又は単体がテレビ・ラジオにより広告をすることには反対であるが弁護士会として弁護士業務の範囲や弁護士の具体的な活動について適正な広報をすることは大に行うべきである。

・会として積極的にテレビ・ラジオを利用しないとイケない時期だと思います。

・会が行うべき点は、第2の1の質問と同じ。したがって、特定の弁護士の広告と誤解されるような方法は避ける。

② テレビ・ラジオを利用することに積極的に賛成しないが、あえて反対はしない

18

・費用対効果があるのでまず低コストのものから効果を見て広げるべき。

・弁護士会のメッセージがしっかり伝わるものであれば良いのであり、媒体がどうのという問題ではない。

・現在の予算では垢抜けたテレビCMを作るのは困難なので慎重に。

- ・効果があるか疑問ではあるが、やっても悪くないと思う。
- ・費用対効果が疑問。 2
- ・広報の内容にもよるのかも知れないが、テレビ・ラジオの広報の効果はどの程度か検討する必要がある。
- ③ テレビ・ラジオの利用には反対する 15
- ・高いし、費用の割に効果がない。 2
- ・費用をどうするのか事前に要検討
- ・自治体、社協、裁判所等相談者が訪れる場所にチラシ等を配布・掲示することが効果的。
- ・効果的なテレビ、ラジオCMをやるには費用がかかる。中途半端にやるならやらない方が良い。東京の某法律事務所がやっているくらいの頻度でやらないとあまり効果はない。
- ・品がない。
- ④ 新聞広告を積極的に利用すべき 17
- ・費用をどうするのか事前に要検討
- ・単一の手段によるのではなく、複数手段の組み合わせにより効果的な広報を行うべき。
- ・①、②は財政面で厳しいと思われ、単純に「やり過ぎ」の感がある。
- ・実際に問題をかかえている人は、ある程度自分から情報を探さずなので、探した人がすぐに目につく程度でよい。
- ・チラシ配布、ポスター掲示等も行くと良い。
- ・費用対効果の観点。
- ・テレビ・ラジオは、宣伝効果は大きいですが、視覚的なもので考える余裕がなく、むしろ品性を欠くのではないか。
- ・「弁護士会」の広報をできるのは、弁護士会しかありません。
- ⑤ 新聞広告を利用することに積極的には賛成しないが、あえて反対はしない 9
- ・費用対効果があるのでまず低コストのものから効果を見て広げるべき。
- ・新聞が最も厳粛なイメージがあり、市民の信頼を得られる。
- ・一般的に弁護士活動や業務内容を広報する意味小さいと思います。
- ・普通の商売とは違うので節度をもった広報活動をお願いしたい。
- ・まあそんなところかと。品位は大切だと思いますので。
- ⑥ 新聞広告の利用には反対する 2
- ⑦ その他 5
- ・弁護士の良いイメージを保つという意味で積極的な広報は重要。
- ・費用対効果を検討すべき。
- ・予算額による
- ・費用的に可能なことはやるべき。

- ・広告は、弁護士会と弁護士の仕事についてで、広告自由化とは別の話。
- ・テレビ・ラジオ・新聞を利用するなどは言わないがCMという形態には反対。

7 業務対策ないし広報の費用を従前より増額することにより、会員の負担が増えることについて、どう考えますか。

- ① 止むを得ない 26
- ・必要なことにつき費用がかかることは当然(止むを得ない)。 4
 - ・ただし、あまり大幅な負担増には賛成できない。
 - ・但し、程度によると思います。会費の大幅な値上げには反対です。
 - ・悩みはあるがやむを得ない。但し、会費での負担はよくない。
 - ・効果的な広報費用であれば、広報費用として徴収してしかるべき。
 - ・大幅に広報の費用を徴収していいと思います(どうせ経費で落ちるわけですし)
- ② 現状の財源の中で行うべき 36
- ・負担の増加は避けるべき、若手会員にとって会費負担は結構大変。 2
 - ・費用対効果の問題に敏感であるべき、安易な値上げはモラルハザードにつながる。
 - ・委員会の見直しをし予算を圧縮する。 2
 - ・現状でも十分会費額が高い。 2
 - ・他の費用(政治的なもの)を減らしてほしい。
 - ・肥満化している財政の見直しをし、費用を捻出する。
 - ・基本的に弁護士会費の増額には反対。
 - ・もっと必要なこと(委員会等)に使うべき。
 - ・本来、日弁連が積極的に行うべき問題であるが、単位会としても会員の業務拡充のためには必要である。但し、かつて会として行っていた相談の報酬を会の収入とするなどの方法により財源を確保の工夫をできるだけすべき。
 - ・〇〇110番企画など、必要なものとそうでないものを仕分けして、財源を確保できないものでしょうか。
- ③ その他 4
- ・これ以上負担を増やすべきではない
 - ・額による。
 - ・効果との関連で考えるべきものであり、単純に答えることはできないと思う。
 - ・費用対効果の問題で、どの位費用で掛け、どの位効果が上がったか検討すべき、そのため当初は費用が無駄となっても止むを得ない。
 - ・必要であれば増額をやむを得ないが、他の予算については腹立だしいぐらい削減を強調されるのに広報費が聖域というなら納得できるが会務全体のバランスを考えるべき。

8 7で①と回答した方にお聞きします。仮に、会員の負担が増えることが止むを得ないとして、どのような方法が適切だと考えますか。

① 会費を値上げする 12

・弁護士会としての活動である以上、会員が平等に負担すべき 2

・②の方法はただでさえボランティア活動的側面があり、事件受任となってもそれほど高額なものとならないことが多く、妥当と思えない。

・②の方法だと予算規模が大きくなり過ぎることに加え、在住会毎の負担の不均衡が生じる可能性があり、結果として積極的に有料相談を積極的に担当する人ほど負担が重くなる。

② 法律相談センター等弁護士会を経由して受任した事件について、その着手金(報酬金)の一部を納入してもらう 21

・抵抗のない方法である。

・会員増により会費収入はアップしていること、インフラを弁護士会で担う以上、そのコストの一部を受益者負担とすべき。

・但し、程度によると思います。会費の大幅な値上げには反対です。

・会費値上げは、もう無理。諸外国に比べても税理士会等に比べてもすでに高すぎる。

・広報費として毎月500円程度を徴収する外、②のような特別徴収の方法を工夫すべき。

・当番弁護士の場合でも実施しており、弊害はない。

・本来は弁護士会としても収益事業をジャンジャン行って頂きたいと思いますが、現状は上納金と会費を組み合わせるしかないと思います。

・弁護士会経由で受任した事件は、弁護士会も収入獲得の一部を担っているのであるから、一部納入は相当である。

・受益者負担から②とし、不足の場合は①

③ その他 0

第3 その他

1 執行部の負担軽減等のために、副会長を3名から4名に増員することについて、どう考えますか。

① 賛成 52

・若干会員が増えた今、若手から副会長を出すべき(登録5年程度)。(ただし弁護士会の経費が増えることを覚悟すべき。) 4

・必要性があるので当然(止むを得ない)。 2

・司法改革が進んでいる現状必要な措置。

・執行部の先生方が頑張っているから。 2

・会員数も増えてきたので。

・弁護士会としての業務が増えることについて好ましい傾向とは思えない。

- ・現状一人一人の負担が大きすぎると思います。
- ・ボランティアでやってもらう以上、負担を減らすべき。 2
- ・大賛成である。いたずらに委員会ばかり増やしても意味がない。
- ・課題が多いと言うのであればやむを得ない。
- ・毎年執行部の担当事務は増大しており、会員数も増加したこと故1名の増員は必要と思われる。
- ・特に増員に反対する理由はない。むしろ現状を改善する必要がある。
- ・その代わりに、事業の継続性などの観点からは、できれば2年在任していただいたほうがいいのではないかと思います。
- ・執行部を担う会員の負担軽減となり、それにより会務の充実がはかられるならば増員すべきである。
- ・何度か出ているので

② 反対 6

- ・本当に会として対応しなければならぬ事案かどうかの再検討が必要。
- ・委員会の見直し。
- ・むしろ、現在の単位弁護士活動の見直しを優先させるべきもの。

③ その他 6

- ・会務をスリム化して仕事を減らすことはできないのか。
- ・人数を増やせば負担が本当に減少するならば増やしたら良い。
- ・増員の仕方が問題です。地区割当てのような方法なら反対です。〇〇期以降という形で「若手代表」を一人入れるようなことなら賛成です。弁護士会を英国のように分裂させないためにも。
- ・副会長職を経験したことがなくイメージがわからない。

2 今期の執行部に特に期待することがあったらお書き下さい。

- ・司法書士や行政書士の非弁行為に対し、積極的に取り組んで頂きたいと思います。
- ・がんばってください。
- ・勉強すること。
- ・委員会の活発化に力を入れられる点賛成です。
- ・法曹人口問題について、会内で活発な議論がなされることを期待する。 2
- ・弁護士及び弁護士会への市民の信頼の確保。
- ・私たちの未来を明るくものと思えるようにして戴きたい。
- ・積極的な姿勢は大いに評価し期待しているが、過去の議論を十分に検討した上で、その前提にたつて施策を考えてほしい。従来の議論をふまえないでの提案が多いと思う。

- ・法曹人口問題も急務ですが、刑事司法改革(刑事司法の鉄則からの遊離、なし崩し的な国民感情の導入)に対しても強い危機感があるので、こちらの検討も是非行ってほしい。
- ・今まで避けてきた問題に正面から取り組んでおり、敬意を表します。
- ・人口問題については、私は、小林会長の方針を支持しています。御活躍を御祈り致します。
- ・執行部に手当を出してもよい。(会費値上げもやむなし)
- ・対行政書士対司法書士などについて取り組んで欲しい。税務問題に取り組んで欲しい。弁護士の貧困問題にも取り組んで欲しい。増員反対にも取り組んで欲しい。
- ・従前のわくにはまらないで、選挙公報の実現のために取り組まれない。
- ・改革期においては、失敗も許されると思います。大いに改革を断行してほしいと思います。
- ・弁護士会館特別会費(50万円)の段階的廃止。
- ・小林会長を始めとする執行部の先生方の情熱に期待しています。思いのままにやって下さい。
- ・法曹人口問題。
- ・弁護士人口問題と広報に力点を置き、裁判員裁判についても検証する年度として大いに頑張ってください。
- ・ご苦労様です。是非、弁護士人口の問題で、日弁連が対外的、特に国民に対し、意見を発信するよう働きかけてほしい。
- ・弁護士会としての意見表明を含め、対外的なアピールを大いにして頂きたいと思います。
- ・法曹人口が増加し、司法試験合格者削減方針を打ち出すことは、これを逆行させると経済界及びマスコミから批判されるので、いやな役回りで大変だと思います。しかし、今の時期を逃したら、弁護士の社会的役割は完全に変質し、次には弁護士会強制加入制度も変容すると予想されますので、これを防止すべく活躍を期待します。
- ・裁判員制度の問題点弊害につき、弁護士会として積極的にアピールして欲しい。被告人、裁判員の人権侵害、負担増の問題につき、反権力の立場から声を上げるべきだと思います。日弁連もしくは政府からの様々な要請(特に貧困問題の関係)につき、その意味効果を十分に検討して下さい。
- ・忙しいものと思いますので無理なら飯田にまでお越しただかなくても結構です。飯田はきちんとまとめますので(←いやがっているのではないです。念のため)
- ・アンケートをFAXで行なうのはFAX代が無駄だし、手書きは面倒(汚い字で申し訳なく思っています)なので、メールでワープロソフトで回答できるようにして欲しい。
- ・日弁連や会内の情報を簡易明確に会員に伝えていただきたい。

アンケート用紙

回答欄に番号を記入の上、メール又はFAXで弁護士会宛てに返信下さい。回答の理由についても、できるだけ記載いただければ幸いです(無記名で結構です。)

アンケート結果を本年度の予算編成にも反映させたいと考えておりますので、5月21日(金)までにご回答をお願い致します。

第1. 法曹人口問題について

法曹人口問題については、宇都宮新会長が会長選において、司法試験合格者数1500人を掲げ、多くの地方単位会の会員の支持を得て当選した経緯があります。他方、日弁連前執行部の方針に賛成する会員も少なくないものと考えられます。また、この問題は、地方の法科大学院の存亡にもかかわるという側面も有しております。

そこで、今後の弁護士会の活動方針を決定するための参考として、ご意見をお聞きします。

1. 法曹人口問題について、弁護士会として、検討することは必要だと思いますか。

- ① 思う
- ② 思わない
- ③ その他

回答欄 番

回答の理由

()

2. 弁護士人口は何名程度が適正だと考えますか(2010年1月31日現在の会員数は、2万8818名)。

- ① 2万名程度
- ② 2万5000名程度
- ③ 3万名程度
- ④ 4万名程度
- ⑤ 5万名程度
- ⑥ 10万名程度
- ⑦ 上記以外()名程度

回答欄 番(名程度)

回答の理由

()

3. 司法試験の年間合格者は何名程度が適正だと考えますか。

なお、新司法試験実施以降の年間合格者数は、次のとおりです。

平成18年度 1558名（旧549，新1009）

平成19年度 2099名（旧248，新1851）

平成20年度 2209名（旧144，新2065）

平成21年度 2135名（旧92，新2043）

- ① 500名程度
- ② 700名程度
- ③ 1000名程度
- ④ 1500名程度
- ⑤ 1800名程度
- ⑥ 2000名程度
- ⑦ 2100～2200名程度
- ⑧ 2500名程度
- ⑨ 3000名程度
- ⑩ 上記以外（ ）名程度

回答欄 番（名程度）

回答の理由

[]

4. 法曹人口問題について、弁護士会として、どのような活動・取り組みをすれば良いと考えますか（複数回答可）。

- ① 十分な会内での議論
- ② 会長声明の発表
- ③ 総会決議
- ④ その他

回答欄 番

回答の理由

[]

5. その他

法曹人口問題を検討する際、特に考慮する必要がある点は、何だと考えますか（テーマ・ポイントを自由にお書き下さい）。

回答の理由

()

第2. 業務対策について

1. 弁護士業務については、自由競争のもと、弁護士個人が努力すべき問題であり、弁護士会が組織的に取り組むべきではないという考え方もあります。そこで、弁護士業務の充実あるいは拡充について、弁護士会として組織的に取り組むべきかどうかをお聞きします。

- ① 積極的に取り組むべきである
- ② どちらかという、取り組むべきである
- ③ 会員個人の努力（自由競争）に任せるべきである
- ④ その他

回答欄 番

回答の理由

()

2. 1で組織的に取り組むべきである（②も含め）と回答された方にお伺いします。弁護士会として組織的に取り組む場合、具体的にどのようなことを希望しますか。（複数回答可）

- ① 弁護士の仕事に関する広報の充実
- ② 弁護士会主催の法律相談の充実及びそれに関する広報活動
- ③ 司法書士会等との業際問題の対応
- ④ 新規取組分野に関する調査・研究
- ⑤ その他（具体的な取組課題、希望がありましたら、回答の理由欄ご記入下さい）。

回答欄 番

回答の理由

()

3. 2の質問と重複する部分もありますが、弁護士会が顧客誘引効果を目的として、無料法律相談を実施することについて、どう考えますか。

- ① 賛成
- ② 反対
- ③ その他

回答欄 番

回答の理由

[]

4. 弁護士会が広報を強化する必要があると考えますか。

- ① 大いに必要
- ② 必要
- ③ 余り必要でない
- ④ 不必要
- ⑤ その他

回答欄 番

回答の理由

[]

5. 仮に、今後、弁護士会が広報をするとした場合、どのような方法が適切だと考えますか（4の回答にかかわらずご回答下さい）。複数の回答可です。

- ① テレビCM
- ② ラジオCM
- ③ チラシ・ポスター等の配布・掲示
- ④ 新聞による広告
- ⑤ その他

回答欄 番

回答の理由

[]

6. 5と重複しますが、改めて、テレビ・ラジオ等のマスメディアを通じた広報についてお聞きします。

弁護士の活動や弁護士の業務内容について、テレビ・ラジオ等を通じて行う広報の効果は大きいと思われれます。他方、弁護士業務の広告が自由化された現在、業務に関する広告を行うことは、その内容や手段も含め各弁護士の方針によるべきであり、会として行うべきではないとの考え方もあります。

そこで、この点に関するご意見を伺いたいと考えます（複数回答可）。

- ① テレビ・ラジオを積極的に利用すべきである
- ② テレビ・ラジオを利用することに積極的には賛成しないが、あえて反対はしない
- ③ テレビ・ラジオの利用には反対する
- ④ 新聞広告を積極的に利用すべき
- ⑤ 新聞広告を利用することに積極的には賛成しないが、あえて反対はしない
- ⑥ 新聞広告の利用には反対する
- ⑦ その他

回答欄 番

回答の理由

[

7. 業務対策ないし広報の費用を従前より増額することにより、会員の負担が増えることについて、どう考えますか。

- ① 止むを得ない
- ② 現状の財源の中で行うべき
- ③ その他

回答欄 番

回答の理由

[

8. 7で①と回答した方にお聞きします。仮に、会員の負担が増えることが止むを得ないとして、どのような方法が適切だと考えますか。

- ① 会費を値上げする
- ② 法律相談センター等弁護士会を經由して受任した事件について、その着手金（報酬金）の一部を納入してもらう
- ③ その他

回答欄 番

回答の理由

[

第3. その他

1. ここ数年の執行部を経験した会員の方々からは、対応すべき課題が多く、会務が大変であるということをお聞きしています。そこで、執行部の負担軽減等のために、副会長を3名から4名に増員することについて、どう考えますか。

- ① 賛成
- ② 反対
- ③ その他

回答欄 番

回答の理由

[]

2. 今期の執行部に特に期待することがあったらお書き下さい。

[]

回答送付先：長野県弁護士会 宛

FAX：026-232-3653

メール：nagaben@avis.ne.jp